

第7期薩摩川内市障害福祉計画
第3期薩摩川内市障害児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
鹿児島県 薩摩川内市



目 次

第 1 章 計画の概要	1
第 1 節 計画策定の背景と趣旨	1
第 2 節 計画の位置付け	2
1 関連計画等との整合	2
2 持続可能な開発目標（SDGs）との関連	2
3 計画の期間	3
第 2 章 本市の現状	4
第 1 節 本市の現状	4
1 人口の推移	4
2 障害者手帳所持者数の推移	5
（1）総数	6
（2）身体障害者	8
（3）知的障害者	11
（4）精神障害者	12
3 障害のある児童・生徒の状況	13
4 各種手当の支給状況	14
5 障害福祉施策にかかる事業費の推移	14
6 障害福祉サービス等の提供事業所数	16
第 3 章 基本理念等	18
1 基本理念	18
2 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	20
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	20
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	21
第 4 章 障害福祉サービスに関する数値目標	22
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	22
2 地域生活支援の充実	23
3 福祉施設から一般就労への移行等	24
4 障害児支援の提供体制の整備等	26
（1）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	26
（2）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の	

確保	27
(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	28
5 相談支援体制の充実・強化等	29
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	30
第5章 障害福祉サービスの見込量	31
1 訪問系サービス	31
2 日中活動系サービス	33
3 居住系サービス	36
4 相談支援	38
5 障害児通所支援等	39
6 障害児相談支援	41
7 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	42
8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	43
9 相談支援体制の充実・強化等	44
10 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	45
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項	46
1 地域生活支援事業（必須事業）	46
(1) 相談支援事業	46
(2) 成年後見制度利用支援事業	48
(3) 意思疎通支援事業	49
(4) 移動支援事業	50
(5) 地域活動支援センター機能強化事業	51
(6) 日常生活用具給付等事業	52
(7) 手話奉仕員養成研修事業	53
2 地域生活支援事業（任意事業）	54
(1) 日常生活支援	54
(2) 社会参加支援（社会参加促進事業）	57
(3) 就業・就労支援	59
第7章 その他の事業	60
1 巡回支援専門員整備事業	60
2 重症児（者）の家族のレスパイト支援	61
第8章 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等	62
1 障害者等に対する虐待の防止	62
2 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	62

3	障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進.....	63
4	障害を理由とする差別の解消の推進.....	63
5	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実.....	63

第9章 計画の進行管理 64

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

平成18年に、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成25年4月1日には、障害者自立支援法に代わり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

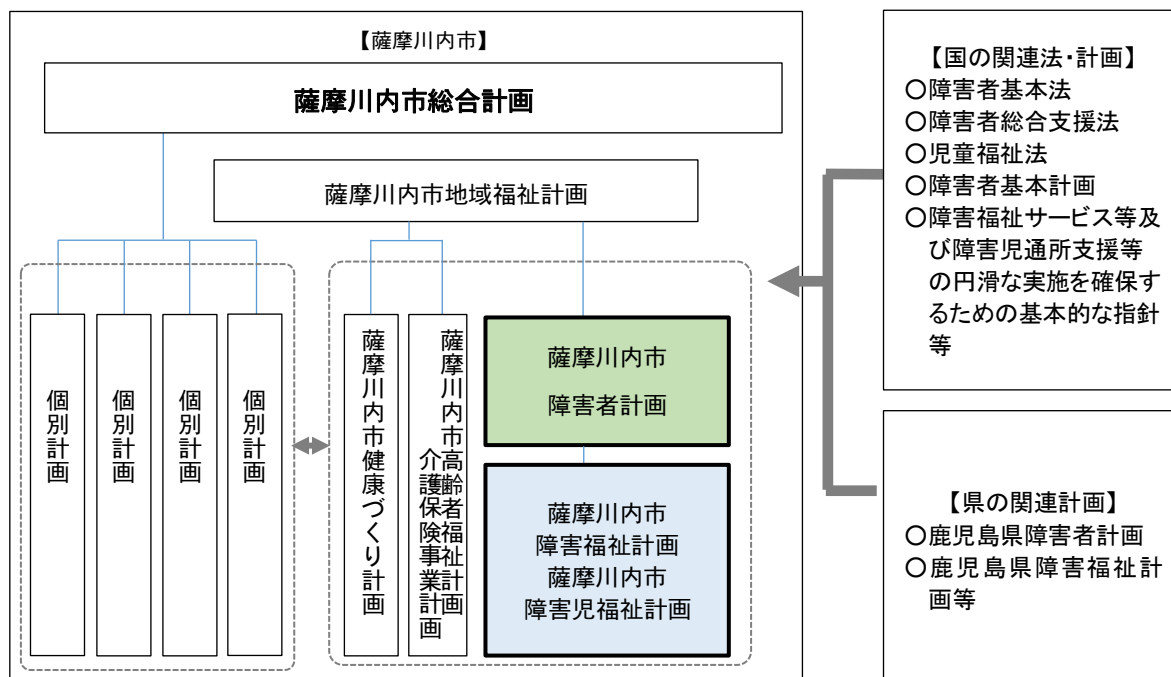
発達障害者支援法、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われる中、市町村第5期障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針において、市町村に「障害児福祉計画」策定が義務付けられる等、障害者福祉を取り巻く環境は変化を続けています。

この度、令和5年度をもって第6期薩摩川内市障害福祉計画・第2期薩摩川内市障害児福祉計画の期間が終了することから、本市における障害福祉施策の一層の充実を図るために、第7期薩摩川内市障害福祉計画・第3期薩摩川内市障害児福祉計画を策定します。策定に当たっては、国・県の動向、本市におけるこれまでの計画の目標数値に対する進捗状況や各年度における障害福祉サービス利用の状況等を踏まえ、令和8年度を最終目標年度とした具体的な数値目標や各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定した計画とします。

第2節 計画の位置付け

1 関連計画等との整合

本市の障害福祉の基本計画である「薩摩川内市障害者計画」の実施計画と位置付けています。計画の策定に当たっては、国の基本的な考え方や新規施策を踏まえるとともに、国の障害者基本計画や鹿児島県障害福祉計画が示す方向性を踏まえ策定します。



2 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

平成 27 年の国連サミットで採択された「SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年までの国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。本計画においても、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」の下、SDGs の理念に沿った取組を推進していきます。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。

年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度		
薩摩川内市		第2期障害者計画					第3期障害者計画					第4期障害者計画						
			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画							
県	県障害者計画(第3次)					県障害者計画(第4次)					県障害者計画(第5次)							
国	障害者基本計画(第3次)					障害者基本計画(第4次)					障害者基本計画(第5次)							

第2章 本市の現状

第1節 本市の現状

1 人口の推移

本市の人口は、令和5年度で91,868人と、令和元年度の94,759人と比較して2,891人減少（3.1%減）となっています。

年齢区分別でみると、令和5年度における人口は、15歳未満が12,307人、15～64歳が49,256人、65歳以上が30,305人となっています。

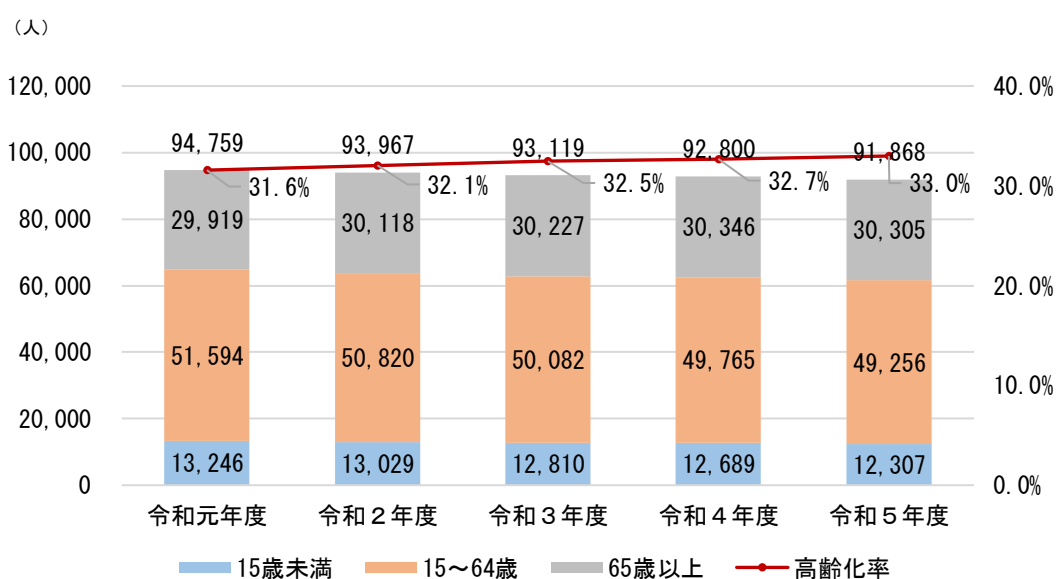
各年の高齢化率は、令和元年度の31.6%から年々上昇し、令和5年度には33.0%となっています。

【図1 人口の推移】

（単位：人、％）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	94,759	93,967	93,119	92,800	91,868
15歳未満	13,246	13,029	12,810	12,689	12,307
15～64歳	51,594	50,820	50,082	49,765	49,256
65歳以上	29,919	30,118	30,227	30,346	30,305
高齢化率	31.6%	32.1%	32.5%	32.7%	33.0%

【図2 年齢区分における人口の推移】



（各年4月1日現在）

2 障害者手帳所持者数の推移

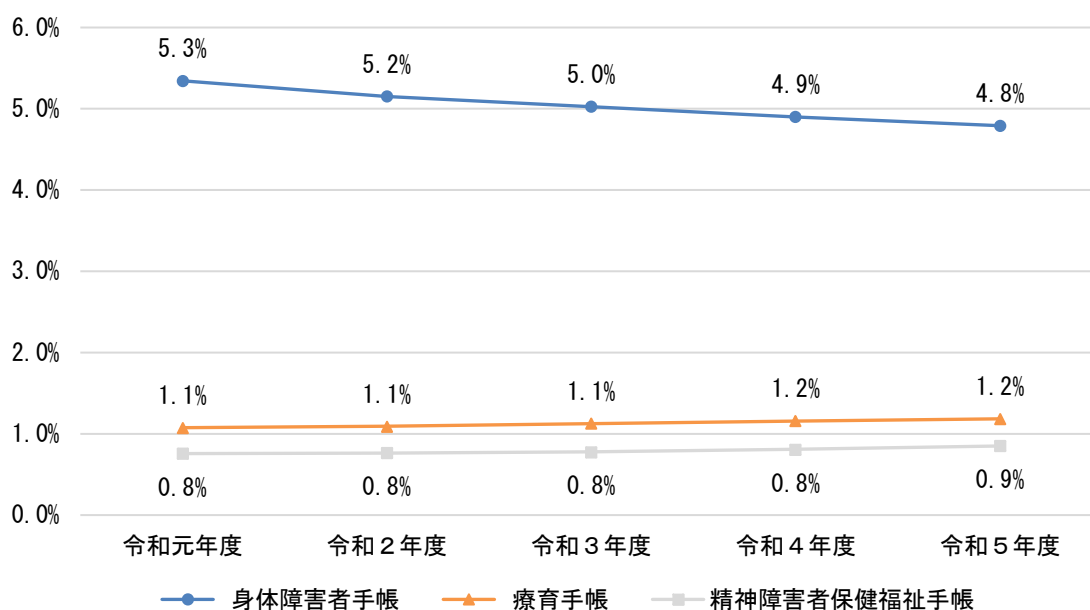
本市の障害者手帳所持者の総数は、令和5年度で6,271人と、年々減少傾向となっており、内訳としては、身体障害者手帳が4,402人、療育手帳が1,088人、精神障害者保健福祉手帳が781人となっています。

総人口に対する割合でみると、令和5年度では、身体障害者手帳が4.8%、療育手帳が1.2%、精神障害者保健福祉手帳が0.9%となっています。

【図3 総人口に占める障害者手帳所持者の推移】（単位：人、%）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	94,759	93,967	93,119	92,800	91,868
手帳所持者数総数（延べ）	6,800	6,586	6,454	6,373	6,271
身体障害者手帳	5,064	4,841	4,681	4,549	4,402
総人口に対する割合	5.3%	5.2%	5.0%	4.9%	4.8%
療育手帳	1,019	1,027	1,049	1,075	1,088
総人口に対する割合	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%
精神障害者保健福祉手帳	717	718	724	749	781
総人口に対する割合	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%

【図4 総人口に占める障害者手帳所持者の割合の推移】



（各年4月1日現在）

(1) 総数

本市の障害者数の推移を手帳所持者数でみると、令和5年度で6,271人と、令和元年度の6,800人と比較して529人の減少(7.8%減)となっています。

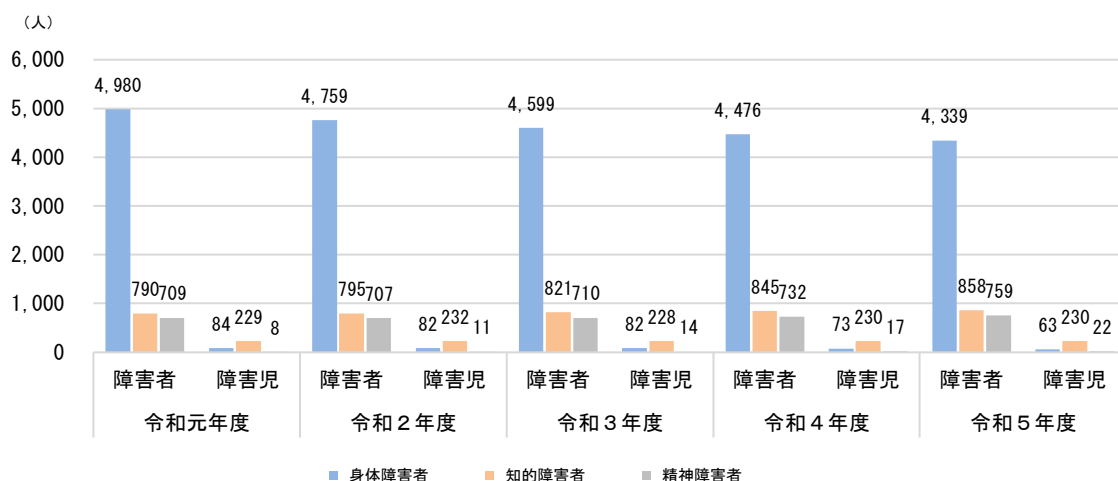
障害別にみると、身体障害者の数が最も多くなっていますが、減少傾向となっています。知的障害者、精神障害者の数は、増加傾向となっています。

【図5 障害者数(種類別)の推移】

(単位:人)

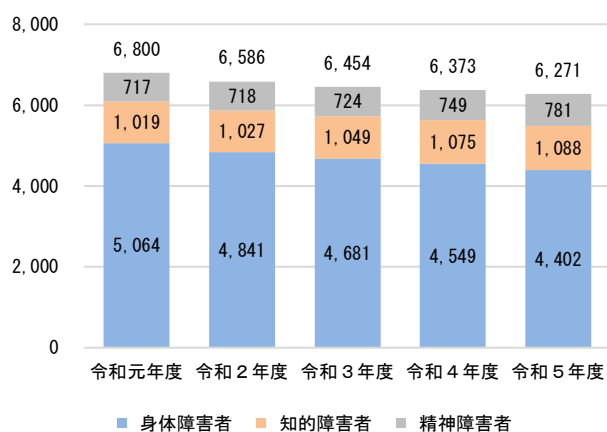
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
身体障害者	4,980	84	4,759	82	4,599	82	4,476	73	4,339	63
知的障害者	790	229	795	232	821	228	845	230	858	230
精神障害者	709	8	707	11	710	14	732	17	759	22
合計	6,479	321	6,261	325	6,130	324	6,053	320	5,956	315

【図6 種類別障害者数の推移】

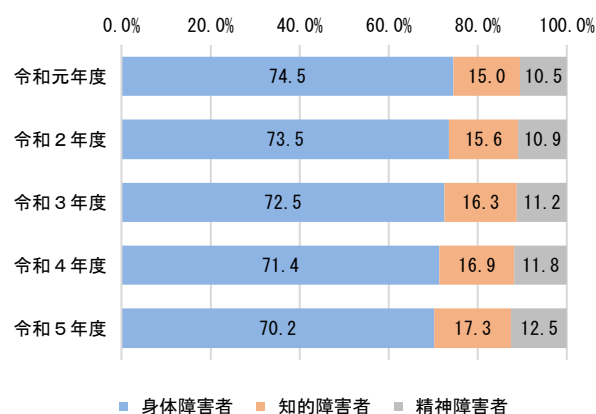


(人)

【図7 種類別障害者数の推移】

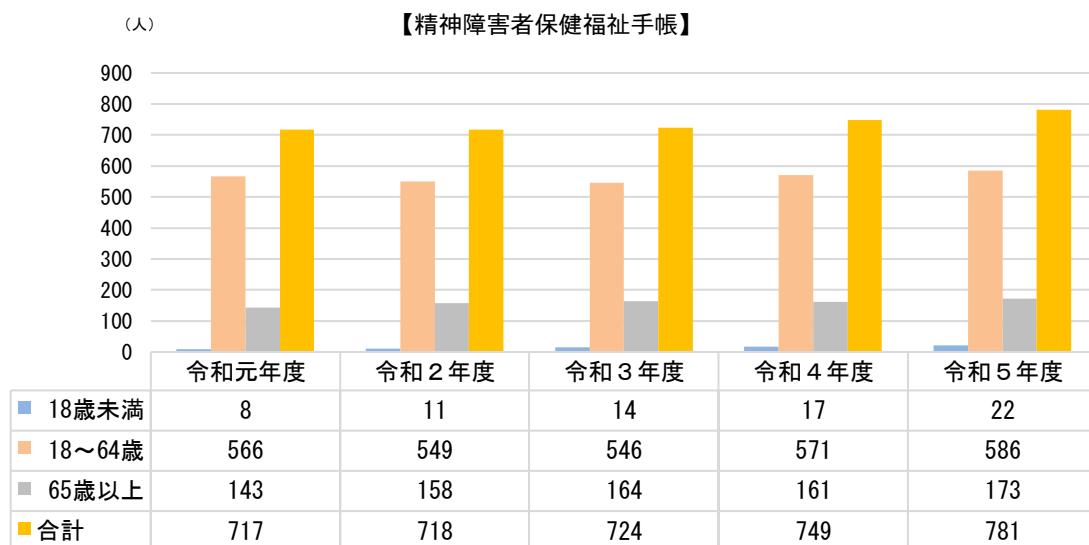
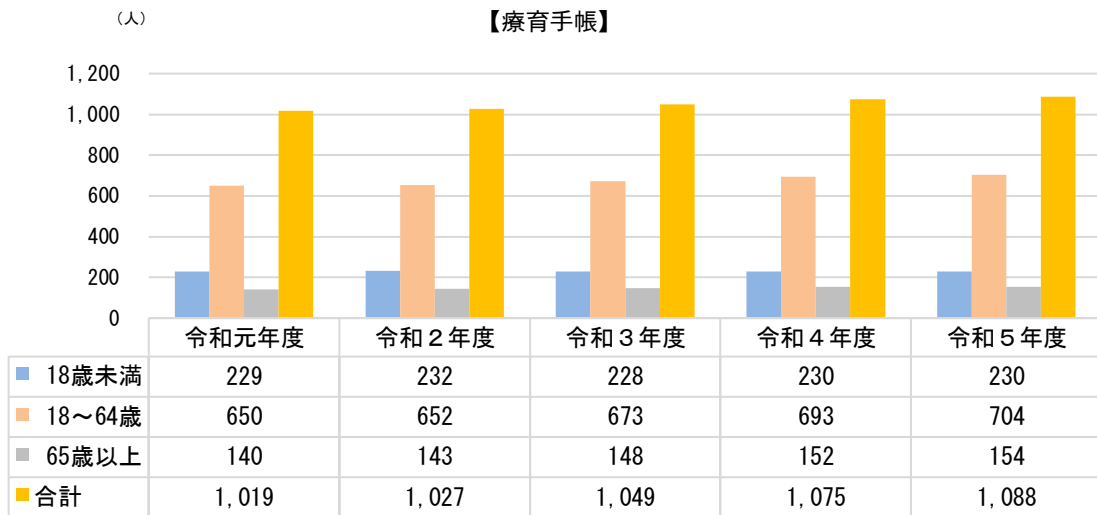
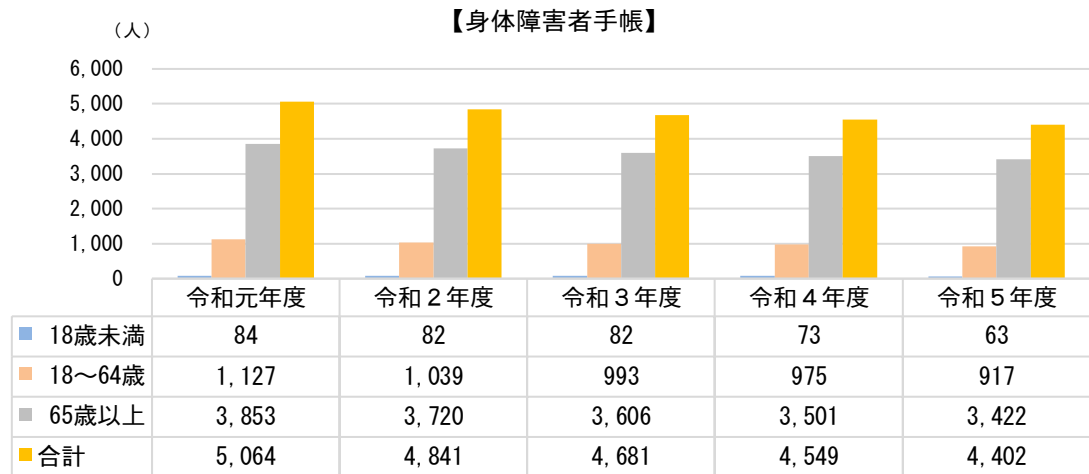


【図8 種類別障害者数(構成比)】



(各年4月1日現在)

【図9 年齢区分別障害者手帳所持者数】



(各年4月1日現在)

(2) 身体障害者

身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和5年度では4,402人と、令和元年度の5,064人と比較して662人の減少(13.1%減)となっています。

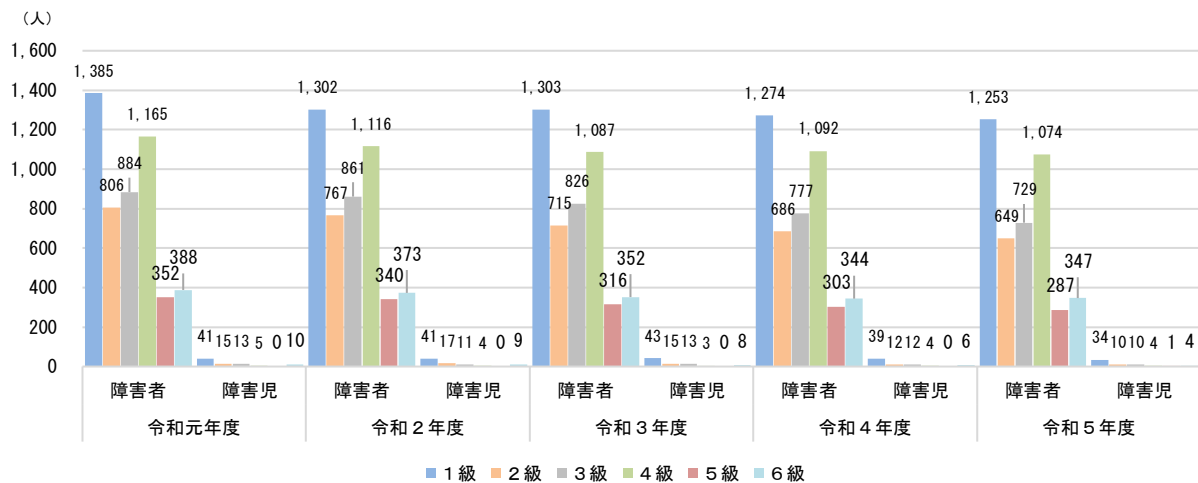
等級別では1級、主たる障害部位別では肢体不自由が最も多くなっています。

【図10 手帳所持者数の推移(等級別)】

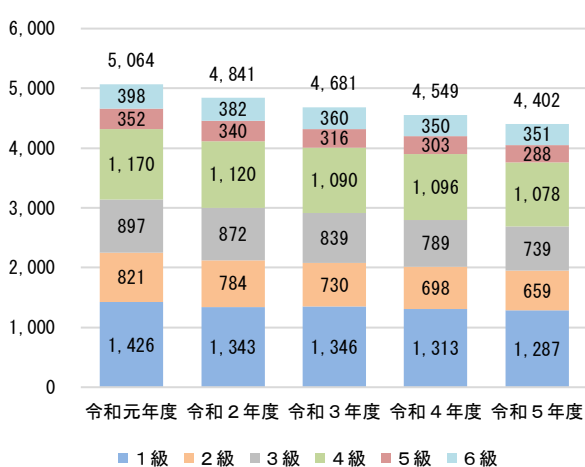
(単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
1級	1,385	41	1,302	41	1,303	43	1,274	39	1,253	34
2級	806	15	767	17	715	15	686	12	649	10
3級	884	13	861	11	826	13	777	12	729	10
4級	1,165	5	1,116	4	1,087	3	1,092	4	1,074	4
5級	352	0	340	0	316	0	303	0	287	1
6級	388	10	373	9	352	8	344	6	347	4
合計	4,980	84	4,759	82	4,599	82	4,476	73	4,339	63

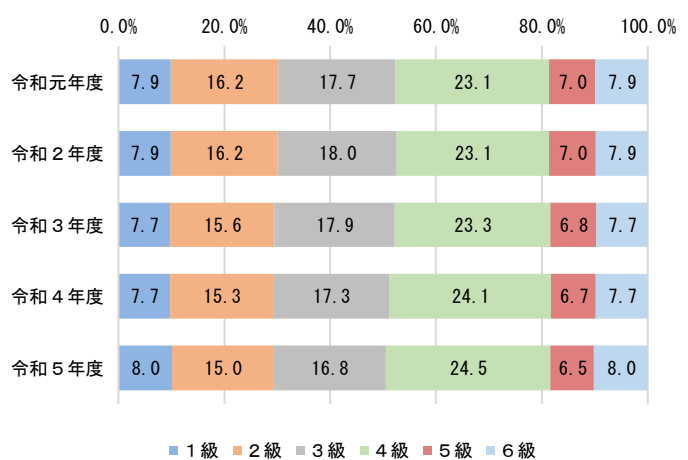
【図11 等級別障害者数の推移】



【図12 手帳所持者数の等級別の割合】



【図13 手帳所持者数の等級別構成比】



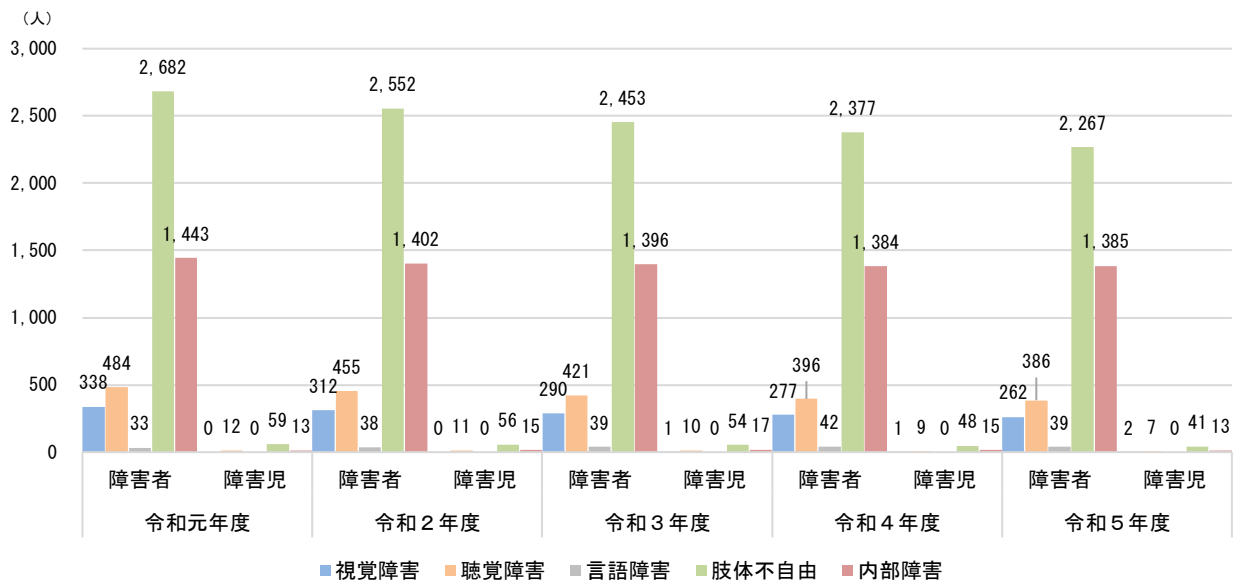
(各年4月1日現在)

【図 14 主たる障害部位別の推移】

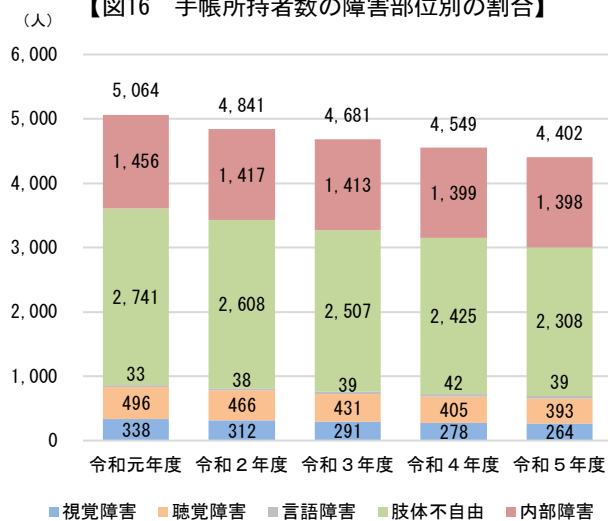
(単位：人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
視覚障害	338	0	312	0	290	1	277	1	262	2
聴覚障害	484	12	455	11	421	10	396	9	386	7
言語障害	33	0	38	0	39	0	42	0	39	0
肢体不自由	2,682	59	2,552	56	2,453	54	2,377	48	2,267	41
内部障害	1,443	13	1,402	15	1,396	17	1,384	15	1,385	13
合 計	4,980	84	4,759	82	4,599	82	4,476	73	4,339	63

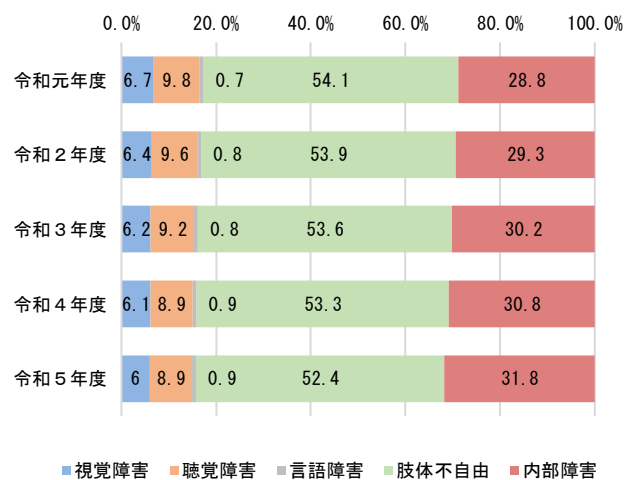
【図 15 障害部位別障害者数の推移】



【図16 手帳所持者数の障害部位別の割合】



【図17 手帳所持者数の障害部位別の構成比】



(各年4月1日現在)

【図 18 主たる障害部位別の推移（児・者区分）】

（単位：人、％）

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人	％	人	％	人	％	人	％	人	％
視覚障害	児	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.0	2	0.0
	者	338	6.7	312	6.4	290	6.2	277	6.1	262	6.0
	計	338	6.7	312	6.4	291	6.2	278	6.1	264	6.0
聴覚障害	児	12	0.2	11	0.2	10	0.2	9	0.2	7	0.2
	者	484	9.6	455	9.4	421	9.0	396	8.7	386	8.8
	計	496	9.8	466	9.6	431	9.2	405	8.9	393	8.9
言語障害	児	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	者	33	0.7	38	0.8	39	0.8	42	0.9	39	0.9
	計	33	0.7	38	0.8	39	0.8	42	0.9	39	0.9
肢体不自由	児	59	1.2	56	1.2	54	1.2	48	1.1	41	0.9
	者	2,682	53.0	2,552	52.7	2,453	52.4	2,377	52.3	2,267	51.5
	計	2,741	54.1	2,608	53.9	2,507	53.6	2,425	53.3	2,308	52.4
内部障害	児	13	0.3	15	0.3	17	0.4	15	0.3	13	0.3
	者	1,443	28.5	1,402	29.0	1,396	29.8	1,384	30.4	1,385	31.5
	計	1,456	28.8	1,417	29.3	1,413	30.2	1,399	30.8	1,398	31.8
合計	児	84	1.7	82	1.7	82	1.8	73	1.6	63	1.4
	者	4,980	98.3	4,759	98.3	4,599	98.2	4,476	98.4	4,339	98.6
	計	5,064	100.0	4,841	100.0	4,681	100.0	4,549	100.0	4,402	100.0

（各年 4 月 1 日現在）

【図 19 等級別障害者数】

（単位：人）

	総数	肢体不自由	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	内部障害
1級	1,287	440	93	15	2	737
2級	659	465	89	77	5	23
3級	739	404	19	40	21	255
4級	1,078	584	15	85	11	383
5級	288	250	34	4	0	0
6級	351	165	14	172	0	0
合計	4,402	2,308	264	393	39	1,398

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

【図 20 自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者】

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療受給者	204	318	300	306
育成医療受給者	52	48	43	50

（各年 4 月 1 日現在）

(3) 知的障害者

療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年度では1,088人と、令和元年度の1,019人と比較して69人の増加(6.8%増)となっています。

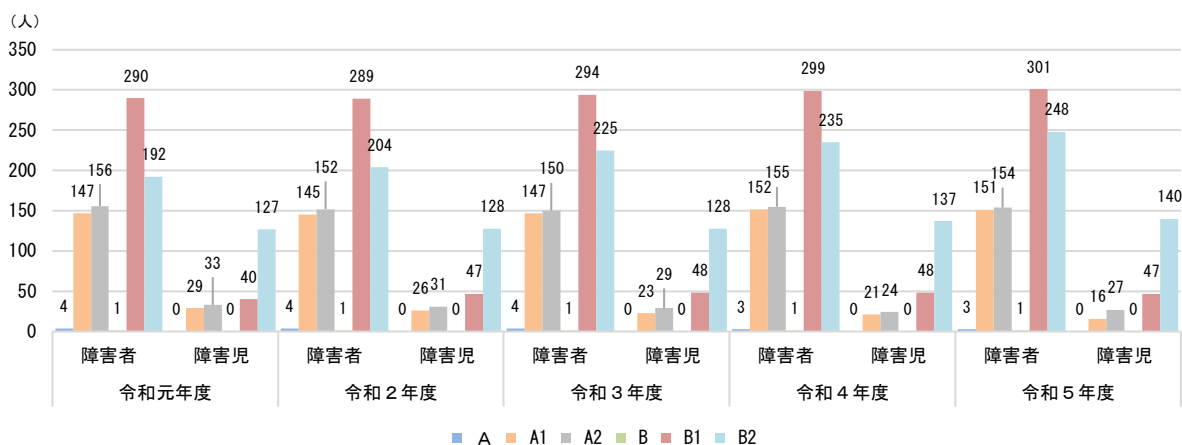
等級別でみるとB2が最も多く、B1、B2を合わせて6割以上を占めています。

【図21 手帳所持者数の推移(等級別)】

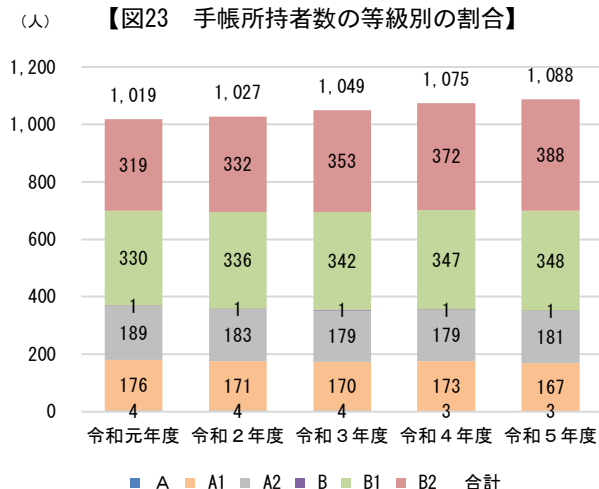
(単位:人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
A	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0
A1	147	29	145	26	147	23	152	21	151	16
A2	156	33	152	31	150	29	155	24	154	27
B	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
B1	290	40	289	47	294	48	299	48	301	47
B2	192	127	204	128	225	128	235	137	248	140
合計	790	229	795	232	821	228	845	230	858	230

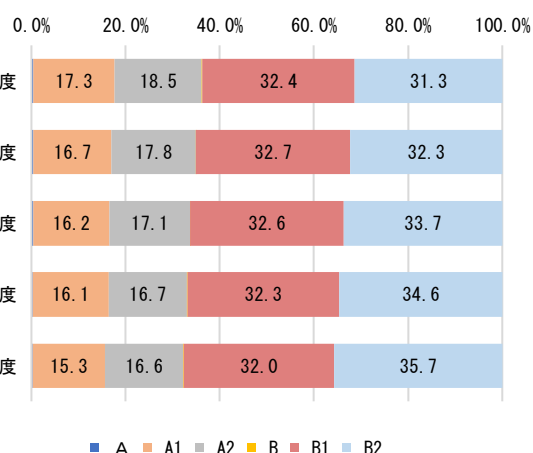
【図22 等級別障害者数の推移】



【図23 手帳所持者数の等級別の割合】



【図24 手帳所持者数の等級別構成比】



(各年4月1日現在)

【図 25 判定程度別の推移（児・者区分）】

（単位：人、％）

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人	％	人	％	人	％	人	％	人	％
A	児	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	者	4	0.4	4	0.4	4	0.4	3	0.3	3	0.3
	計	4	0.4	4	0.4	4	0.4	3	0.3	3	0.3
A1	児	29	2.8	26	2.5	23	2.2	21	2.0	16	1.5
	者	147	14.4	145	14.1	147	14.0	152	14.1	151	13.9
	計	176	17.3	171	16.7	170	16.2	173	16.1	167	15.3
A2	児	33	3.2	31	3.0	29	2.8	24	2.2	27	2.5
	者	156	15.3	152	14.8	150	14.3	155	14.4	154	14.2
	計	189	18.5	183	17.8	179	17.1	179	16.7	181	16.6
B	児	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	者	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
	計	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
B1	児	40	3.9	47	4.6	48	4.6	48	4.5	47	4.3
	者	290	28.5	289	28.1	294	28.0	299	27.8	301	27.7
	計	330	32.4	336	32.7	342	32.6	347	32.3	348	32.0
B2	児	127	12.5	128	12.5	128	12.2	137	12.7	140	12.9
	者	192	18.8	204	19.9	225	21.4	235	21.9	248	22.8
	計	319	31.3	332	32.3	353	33.7	372	34.6	388	35.7
合計	児	229	22.5	232	22.6	228	21.7	230	21.4	230	21.1
	者	790	77.5	795	77.4	821	78.3	845	78.6	858	78.9
	計	1,019	100.0	1,027	100.0	1,049	100.0	1,075	100.0	1,088	100.0

（４）精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和５年度では 781 人と、令和元年度の 717 人と比較して 64 人の増加（8.9％増）となっています。

自立支援医療受給者数は、令和５年度では 1,492 人と、令和元年度の 1,396 人と比較して 96 人の増加（6.9％増）となっています。

【図 26 手帳所持者数の推移（等級別）】

（単位：人）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
1級	12	1	15	1	15	0	18	0	21	0
2級	572	6	566	8	560	9	574	12	583	17
3級	125	1	126	2	135	5	140	5	155	5
合計	709	8	707	11	710	14	732	17	759	22

【図 27 自立支援医療受給者】

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神通院医療	1,396	1,419	1,423	1,497	1,492

（各年４月１日現在）

3 障害のある児童・生徒の状況

特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移をみると、令和5年度では小学生402人、中学生131人となっています。令和元年度の小学生258人、中学生79人と比較して小学生が144人の増加（55.8%増）、中学生が52人の増加（65.8%増）となっています。

特別支援学級在籍児童の障害別の状況では、自閉症・情緒障害が294人、知的障害が232人と高くなっています。

特別支援学校在籍者数は横ばい傾向にあり、障害児保育の入所児童数は令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度では増加しています。

【図28 特別支援学級在籍者数】

（単位：人）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	学級数	59	69	76	79	81
	児童数	258	312	346	368	402
中学生	学級数	22	24	25	28	29
	生徒数	79	88	98	121	131

【図29 特別支援学級在籍児童の状況（障害別）】（単位：人）

	小学校	中学校	合計
視覚障害	0	0	0
聴覚障害	3	0	3
言語障害	0	0	0
肢体不自由	3	1	4
知的障害	161	71	232
自閉症・情緒障害	235	59	294
合計	402	131	533

【図30 特別支援学校在籍者数】

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校・中学校	17	11	13	13	15

【図31 障害児保育の実施状況】

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児・児童数	33	26	19	13	20

※保育所等に在籍する児童のうち、特別児童扶養手当または障害者手帳を保持する者の数

（各年4月1日現在）

4 各種手当の支給状況

各種手当の受給者数の推移をみると、特別児童扶養手当について令和5年度で192人と、令和元年度の152人と比較して40人の増加（26.3%増）となっています。

【図32 各種手当の受給者数】

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 特別障害者手当	90	83	82	85	84
(2) 経過的福祉手当	4	3	2	2	1
(3) 特別児童扶養手当	152	154	166	177	192
(4) 障害児福祉手当	52	48	44	47	45

（各年3月31日現在、(3)のみ4月30日現在）

5 障害福祉施策にかかる事業費の推移

障害福祉施策にかかる事業費の推移をみると、令和5年度では4,510,547千円と、平成26年度の2,755,793千円と比較して1,754,754千円の増加（63.7%増）となっています。

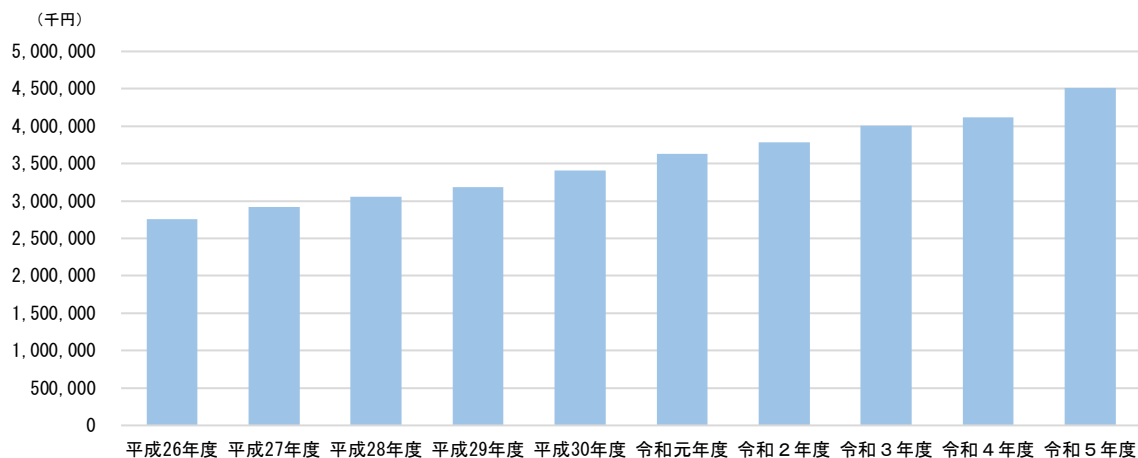
また、障害児にかかる給付費の推移をみると、令和5年度では855,410千円と、平成29年度の299,787千円と比較して555,623千円の増加（185.3%増）となっています。

【図33 障害福祉施策にかかる事業費の推移】

（単位：千円）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	2,755,793	2,923,011	3,057,809	3,189,179	3,407,753	3,630,611	3,781,313	4,003,865	4,119,686	4,510,547

※令和5年度は予算額

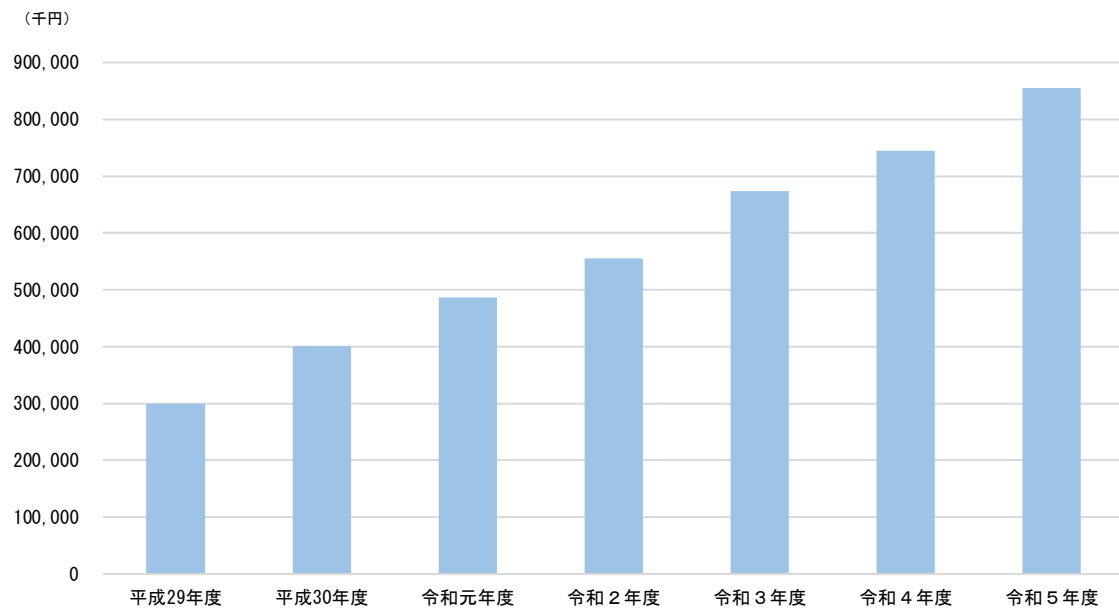


【図 34 障害児にかかる給付費の推移】

(単位：千円)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	299,787	401,605	486,474	555,274	673,308	744,525	855,410

※令和5年度は予算額



6 障害福祉サービス等の提供事業所数

障害福祉サービス等の提供事業所数の推移をみると、令和5年度では111事業所と、令和2年度の90事業所と比較して21事業所増加しています。

障害児支援に関するサービス等の提供事業所数の推移をみると、令和5年度では48事業所と、令和2年度の25事業所と比較して23事業所増加しています。

地域生活支援事業の提供事業所数の推移をみると、令和5年度では30事業所と、令和2年度の22事業所と比較して8事業所増加しています。

【図 35 障害福祉サービス等の提供事業所数の推移】

(単位：事業所)

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	居宅介護・重度訪問介護	10	14	4
2	同行援護	3	8	5
3	行動援護	1	1	0
4	重度障害者等包括支援	0	0	0
5	生活介護	8	9	1
6	療養介護	0	0	0
7	短期入所	6	8	2
8	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
9	自立訓練(生活訓練)	3	3	0
10	宿泊型自律訓練	1	1	0
11	就労移行支援	3	3	0
12	就労継続支援A型	7	8	1
13	就労継続支援B型	17	21	4
14	就労定着支援	1	1	0
15	自立生活援助	1	1	0
16	共同生活援助	9	10	1
17	施設入所支援	5	5	0
18	地域移行支援	2	2	0
19	地域定着支援	2	2	0
20	計画相談支援	11	14	3
合計		90	111	21

(各年4月1日現在)

【図 36 障害児支援に関するサービスの提供事業所数の推移】（単位：事業所）

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	児童発達支援	6	16	10
2	放課後等デイサービス	7	15	8
3	保育所等訪問支援	3	2	-1
4	医療型児童発達支援	0	0	0
5	居宅訪問型児童発達支援	1	1	0
6	計画相談支援	8	14	6
合計		25	48	23

【図 37 地域生活支援事業の提供事業所数の推移】（単位：事業所）

サービス		令和2年度	令和5年度	増減
1	地域活動支援センター	7	8	1
2	訪問入浴	2	2	0
3	日中一時支援	9	13	4
4	移動支援	4	7	3
合計		22	30	8

（各年4月1日現在）

第3章 基本理念等

1 基本理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本理念とします。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等並びに障害児とし、サービスの充実を図り、国や県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化を図ります。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、障害福祉サービスの活用が促されるようにします。また、障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある、例えば、重度・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型グループホームにより常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

（４）共生社会の実現に向けた取組

市民が障害の有無により、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児やその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、国や県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図ることにより、支援体制の構築を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療的ケアを必要とする状態にある障害児が保健、医療、福祉、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

（６）障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保定着を図る必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化等に向けた取組を行っていきます。

（７）障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえた支援が必要です。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で安心して文化的な暮らしができる社会を目指すことが重要です。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意

しながら、障害者が文化芸術を享受し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

2 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を下記の点に留意し、行っていきます。

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等への相談支援体制等の充実
- 4 障害者自立支援協議会の機能を重視した活動

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害児支援については、障害児及びその家族に対し、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保



第4章 障害福祉サービスに関する数値目標

障害者等への自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国の基本方針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針	令和4年度末時点の施設入所者数の6.0%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5.0パーセント以上削減することを基本とする。		
本市の方針	①令和4年度末時点の施設入所者の6.0%以上が地域生活へ移行することを目指す。 ②施設入所者数を令和4年度末時点から5.0%以上削減することを目指す。 （参考：令和4年度末入所者 218名）		
目 標 値	①地域生活移行者数	14人	
	②施設入所者の削減数	12人	（令和8年度末）

《実績》

項 目		第4期 (H27～H29)	第5期 (H30～R2)	第6期 (R3～R5)
①地域生活移行者数	目標値	31人 (12.0%)	23人 (9.0%)	15人
	実 績	18人 (7.0%)	11人 (4.4%)	5人
	達成率	58.1%	47.8%	33.3%
②施設入所者の削減数	目標値	10人 (4.0%)	5人 (2.0%)	4人
	実 績	8人 (3.0%)	4人 (1.6%)	20人
	達成率	33.3%	80.0%	500.0%

※第6期の実績は見込量

2 地域生活支援の充実

国の基本方針	障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
本市の方針	拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」の整備を取り組み、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進めます。
目 標 値	①地域生活支援拠点等の確保数 1か所 ②地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置 1人 ③地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の場の開催回数 1回

《 実 績 》

項 目		第4期 (H27～H29)	第5期 (H30～R2)	第6期 (R3～R5)
地域生活支援拠点等の 確保数	目標値	1	1	1
	実 績	0	0	0
	達成率	未達成	未達成	未達成
地域生活支援拠点等の 機能充実のためのコー ディネーターの配置	目標値	－	－	－
	実 績	－	－	－
	達成率	－	－	－
強度行動障害を有する 者への支援体制の整備 (※新規)	目標値	－	－	－
	実 績	－	－	－
	達成率	－	－	－

※第6期の実績は見込量

3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針	①令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。 ②就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和３年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。 ③就労継続支援 A 型事業については令和３年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上を目指すこととする。 ④就労継続支援 B 型事業については令和３年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。 ⑤就労定着支援事業の利用者数については、令和３年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。
本市の方針	地域の企業や公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取り組みます。また、就労アセスメントの活用について情報共有を図ります。 ①福祉施設から就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和３年度の実績の 1.28 倍以上とすることを目指します。 ②就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和３年度実績の 1.31 倍以上とすることを目指します。 ③就労継続支援 A 型事業の利用者の数を、令和３年度実績の 1.29 倍以上とすることを目指します。 ④就労継続支援 B 型事業の利用者の数を、令和３年度実績の 1.28 倍以上とすることを目指します。 ⑤就労定着支援事業等の利用者の数を、令和３年度実績の 1.41 倍以上とすることを目指します。
目 標 値	①福祉施設からの一般就労移行者数 13 人 ②就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数 4 人 ③就労継続支援 A 型事業の利用者数 159 人 ④就労継続支援 B 型事業の利用者数 441 人 ⑤就労定着支援事業の利用者数 2 人

《 実績 》

項 目		第 4 期 (H27～H29)	第 5 期 (H30～R2)	第 6 期 (R3～R5)
①福祉施設からの一般 就労移行者数	目標値	26 人	21 人	13 人
	実 績	14 人	14 人	18 人
	達成率	53.8%	66.7%	138.5%
②就労移行支援事業を 通じた一般就労移行者 数	目標値	41 人	29 人	4 人
	実 績	24 人	22 人	8 人
	達成率	58.5%	75.9%	200.0%
③就労移行支援事業所 のうち就労率が 3 割以 上の事業所	目標値	5割	5割	7 割
	実 績	—	6割	7 割
	達成率	未達成	120.0%	100.0%
④就労移行支援事業に よる支援開始からの 1 年後の定着率が 8 割以 上の事業所	目標値	—	8割	7 割
	実 績	—	3割	7 割
	達成率	—	37.5%	100.0%

※第 6 期の実績は見込量



4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本方針	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
本市の方針	児童発達支援センターは1カ所設置されていることから、保育所等訪問支援事業所の増設に努めます。また、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。
目 標 値	保育所等訪問支援事業所の数 3カ所 （令和8年度末）

《 実 績 》

項 目		第1期 (H30～R2)	第2期 (R3～R5)
児童発達支援センター の数	目標値	1	1
	実 績	1	1
	達成率	100.0%	100.0%
保育所等訪問支援事業 所の数	目標値	2	2
	実 績	2	2
	達成率	100.0%	100.0%
障害児の地域社会への 参加・包容（インクル ージョン）を推進する 体制の構築	目標値	－	－
	実 績	－	－
	達成率	－	－

※第6期の実績は見込量

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本方針	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
本市の方針	重症児を支援する児童発達支援事業所が市内にないことから、障害者自立支援協議会子ども部会や児童発達支援センターと課題解決に向けた協議を行い、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の開設を目指します。また、主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所についても不足していることから今後増設を検討します。
目 標 値	①主に重症児を支援する児童発達支援事業所の数 1か所 ②主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 2か所

《 実 績 》

項 目		第1期 (H30～R2)	第2期 (R3～R5)
①主に重症児を支援する児童発達支援事業所の数	目標値	1	1
	実 績	0	0
	達成率	未達成	未達成
②主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	目標値	1	2
	実 績	1	1
	達成率	100.0%	50.0%

※第6期の実績は見込量

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本方針	各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
本市の方針	協議の場としては、自立支援協議会に「子ども部会」を設置しており、引き続き活動を積極的に行います。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターは配置されていますが、医療的ケア児等が適正な保育、教育、発達支援等の支援を受けられるよう、障害者基幹相談支援センターや地域の相談支援事業所への配置、役割の充実に努めます。
目標値	①医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の開催回数 年 2回以上 ②医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 14人

《実績》

項目		第1期 (H30～R2)	第2期 (R3～R5)
医療的ケア児等を支援 するための協議の設置	目標値	設置	設置
	実績	設置	設置
	達成率	達成	達成

※第6期の実績は見込量

5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針	相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。
本市の方針	今後も引き続き、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援及び指定特定相談支援事業所に対する指導・助言などを実施します。
目 標 値	地域の相談機関との連携強化のために行う会議等の開催 年4回以上 地域の相談支援事業者に対する研修の開催 年1回

《 実績 》（参考）

項 目		令和元年度	令和5年度
地域の相談機関との連携強化のために行う会議等の開催	実 績	年9回	年10回
地域の相談支援事業者に対する研修の開催	実 績	年1回	年1回

※第6期の実績は見込量

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針	令和8年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
本市の方針	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。 障害福祉サービスの多様化、サービス提供事業所の増加に伴い、より一層サービスの利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、相談支援従事者研修などの各種研修への市職員の参加、鹿児島県国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーとなった内容の分析などを行い、サービスの質の向上を図っていきます。
目 標 値	県が実施する障害福祉サービス等に係る市職員の参加人数 5人 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と共有する体制の整備 有 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と共有する体制を確保し、それに基づく検証会の実施回数 年1回

《 実績 》

項 目		令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る市職員の参加人数	実 績	3人
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と共有する体制を確保し、それに基づく実施回数	実 績	1回

※第6期の実績は見込量

第5章 障害福祉サービスの見込量

令和8年度における目標値を達成できるように、令和6年度から令和8年度までの指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて設定します。

1 訪問系サービス

事業内容

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	常時介護が必要な重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に外出時に同行し、移動に必要な情報提供をするとともに移動の援護等の支援を行います。
行動援護	外出時に生じ得る危険や混乱などを回避するための援助が必要な知的障害者や精神障害者に、移動中の介護などを提供します。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護の必要性が非常に高い人に、個別支援計画に基づき居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）

A 利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
居宅介護	計画	120人	1,200時間	120人	1,200時間	120人	1,200時間
	実績	114人	1,416時間	108人	1,285時間	116人	1,400時間
重度訪問介護	計画	12人	800時間	12人	800時間	12人	800時間
	実績	15人	873時間	15人	1,110時間	12人	909時間
同行援護	計画	11人	110時間	11人	110時間	11人	110時間
	実績	9人	87時間	17人	182時間	18人	250時間
行動援護	計画	5人	80時間	5人	80時間	5人	80時間
	実績	5人	110時間	4人	124時間	5人	130時間
重度障害者等 包括支援	計画	-	-	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-	-	-

※令和5年度の実績は見込量

B 見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
居宅介護	計画	116人	1,407時間	116人	1,407時間	116人	1,407時間
重度訪問介護	計画	15人	1,033時間	15人	1,033時間	15人	1,033時間
同行援護	計画	18人	212時間	19人	224時間	20人	236時間
行動援護	計画	5人	130時間	5人	130時間	5人	130時間
重度障害者等 包括支援	計画	-	-	-	-	-	-

見込量の考え方

これまでの利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。また、重度障害者等包括支援は県内に事業所がないことから利用は見込めません。

見込量確保のための方策

恒常的な課題である居宅介護支援事業所におけるヘルパー不足の打開策として、令和5年度より「障害福祉分野における医療的ケア児等への訪問介護員育成等事業」を実施し、居宅介護支援事業所に対する助成をしています。今後、事業の周知、広報に取り組みます。

また、行動援護について、強度行動障害支援者養成研修の受講の推進、関連機関への事業の展開を促進します。

2 日中活動系サービス

事業内容

サービス名	内 容
生活介護	常に介護が必要な者に、主として昼間に、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供など、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	施設や事業所などにおいて、理学療法、作業療法などのリハビリテーション、生活に関する相談支援などを行います。
自立訓練（生活訓練）	施設や事業所などにおいて、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談支援などを行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援を行います。
就労移行支援	就労を希望し、一般就労が見込まれる者に対して、生産活動・職場体験などの活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談支援などを行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般就労が困難な者に対して、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。雇用契約の締結を基本とするA型と、締結しないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う生活面の課題が生じている人に対して、課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	医療を必要とする常に介護が必要な者に、主として昼間に、病院で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期間の入所による入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）

A 利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
生活介護	計画	340人	6,800人日	354人	7,000人日	360人	7,200人日
	実績	335人	6,846人日	330人	7,246人日	337人	6,482人日
自立訓練 （機能訓練）	計画	2人	46人日	2人	46人日	2人	46人日
	実績	1人	18人日	0人	0人日	0人	0人日
自立訓練 （生活訓練）	計画	25人	200人日	25人	200人日	25人	200人日
	実績	21人	297人日	19.5人	281.3人日	16人	245人日
就労選択支援	計画	-		-		-	
	実績	-		-		-	
就労移行支援	計画	20人	460人日	20人	460人日	20人	460人日
	実績	17人	286人日	14.8人	250.7人日	16人	258人日
就労継続支援 A型	計画	132人	2,640人日	139人	2,780人日	146人	2,920人日
	実績	123人	2,421人日	120.3人	2,295人日	117人	2,218人日
就労継続支援 B型	計画	337人	5,729人日	340人	5,780人日	343人	5,831人日
	実績	344人	6,117人日	369.8人	6,325人日	383人	6,525人日
就労定着支援	計画	5人		6人		8人	
	実績	3人		2.3人		1人	
療養介護	計画	20人		21人		22人	
	実績	19人		20.4人		21人	
短期入所 （福祉型）	計画	35人	245人日	35人	245人日	35人	245人日
	実績	27人	175人日	12.3人	105.3人日	21人	141人日
短期入所 （医療型）	計画	4人	12人日	4人	12人日	4人	12人日
	実績	1人	1人日	1人	3.5人日	2人	7人日

※令和5年度の実績は見込量

B 見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
生活介護	計画	338人	6,940人日	339人	6,961人日	340人	6,981人日
自立訓練 （機能訓練）	計画	1人	18人日	1人	18人日	1人	18人日
自立訓練 （生活訓練）	計画	20人	291人日	20人	291人日	20人	291人日
就労選択支援	計画	-		-		-	
就労移行支援	計画	18人	299人日	19人	316人日	20人	333人日

就労継続支援 A型	計画	120人	2,309人日	120人	2,309人日	120人	2,309人日
就労継続支援 B型	計画	390人	6,922人日	400人	7,100人日	410人	7,277人日
就労定着支援	計画	2人		2人		2人	
療養介護	計画	22人		23人		24人	
短期入所 (福祉型)	計画	22人	154人日	22人	154人日	22人	154人日
短期入所 (医療型)	計画	2人	6人日	2人	6人日	2人	6人日

※就労選択支援は、令和7年度を目途に実施予定のサービスのため、見込量を設定しない。

見込量の考え方

通所系サービス全般に言えることとして、第6期計画期間中はコロナ禍による利用控えの影響も見られましたが、コロナ禍前の利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

見込量確保のための方策

生活介護について、重度の障害者の地域での受入体制を増やすため、サービス提供事業所の開設を関係機関に働きかけていきます。

通所系の事業所については、家族等の介護者の高齢化により課題とされる入浴、移動等の支援に係る課題を事業所も含め検証していきます。

短期入所は、福祉的利用（介護者の負担軽減等）の充実、医療的ケア児等、その他の障害者について、災害時に安心して過ごせる場所としても活用できるよう、関係者と意見を共有していきます。

3 居住系サービス

事業内容

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から地域へ移行した人などに対して、定期的又は必要時に居宅を訪問し、状況把握や相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主として夜間に、相談のほか、個々のニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護など、必要な日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。

サービスの利用実績及び見込量 (一月当たり)

A 利用実績 (第6期計画)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画	5人	5人	5人
	実績	3人	1.2人	1人
共同生活援助 (グループホーム)	計画	160人	180人	190人
	実績	171人	175人	178人
施設入所支援	計画	245人	243人	241人
	実績	239人	232.8人	223人
共同生活援助 利用者数のうち 重度障害者	計画	-	-	-
	実績	-	-	-

※令和5年度の実績は見込量

B 見込量 (第7期計画)

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	計画	2人	2人	2人
共同生活援助 (グループホーム)	計画	181人	184人	187人
施設入所支援	計画	220人	217人	214人
共同生活援助 利用者数のうち 重度障害者	計画	20人	20人	20人

見込量の考え方

これまでの利用実績、現利用者数を勘案して見込量を設定します。

見込量確保のための方策

障害者の障害の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設等、住まいの確保に取り組めます。強度行動障害等の重度の障害など、障害の特性に応じたグループホームについては、日中サービス支援型のグループホームの設置を促進します。



4 相談支援

事業内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスなどを申請した障害のある人について、サービス等利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。
地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している人など、地域での生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保などの地域移行のための活動に関する相談支援、外出の同行、障害福祉サービスの体験利用支援など必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問など必要な支援を行います。

サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）

A 利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画	250人	260人	270人
	実績	252人	252.5人	251人
地域移行支援	計画	1人	2人	3人
	実績	2人	2.4人	2人
地域定着支援	計画	3人	3人	3人
	実績	1人	1人	2人

※令和5年度の実績は見込量

B 見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	計画	253人	254人	255人
地域移行支援	計画	2人	2人	2人
地域定着支援	計画	2人	2人	2人

見込量の考え方

計画相談支援は、利用実績の推移をもとに、見込み量を設定します。

地域移行支援や地域定着支援は、利用者数から見込み量を設定します。

見込量確保のための方策

地域の社会資源（サービス提供事業所等）や各種研修等に関する情報を市内の相談支援

事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。また、障害者自立支援協議会の相談支援部会での事例検討や研修等を通じて、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、基幹相談支援センターなど関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。

5 障害児通所支援等

事業内容

サービス名	内 容
児 童 発 達 支 援	就学していない障害のある児童が通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	就学中の障害のある児童に、授業の終了後又は夏休みなどの休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所や小学校などを訪問し、障害のある児童について、集団生活への適応のための専門的な支援など、必要な支援を行います。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害（肢体不自由）のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障害の状態にあり、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）

A 利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画	260人	280人	300人
	実績	314人	326.4人	349人
放課後等デイサービス	計画	170人	190人	210人
	実績	204人	245人	325人
保育所等訪問支援	計画	70人	80人	90人
	実績	87人	93.5人	88人
医療型児童発達支援	計画	2人	3人	4人
	実績	0人	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	計画	2人	2人	2人
	実績	0人	0人	0人

※令和5年度の実績は見込量

B 見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
児童発達支援	計画	361人	2,643人日	373人	2,731人日	385人	2,819人日
放課後等デイサービス	計画	385人	3,380人日	445人	3,907人日	505人	4,433人日
保育所等訪問支援	計画	90人	100人日	91人	101人日	92人	102人日
居宅訪問型児童発達支援	計画	1人	1人日	1人	1人日	1人	1人日

見込量の考え方

児童発達支援及び放課後等デイサービスは今後も対象となる児童の増加が見込まれるため、利用者の増加を見込んでいます。

保育所等訪問支援は、巡回支援専門員整備事業の実施にあわせ、インクルーシブの観点からも利用者の増加を見込みます。

見込量確保のための方策

- ① 児童発達支援センターを中核とし、発達に課題を抱える児童に適切な支援を提供できるよう、センター機能の強化を図ります。巡回支援専門員整備事業、障害児等療育支援事業等も有効に活用し、保護者支援まで含めた事業の展開を行います。
- ② 放課後等デイサービスについて利用児童の増加が顕著であることから、引き続き市内の事業所に開設の働きかけを行います。
- ③ 保育所等訪問支援事業について、市内の事業所に開設の働きかけを行うことにあわせ、巡回支援専門員整備事業等と連動した事業の展開を行います。
- ④ 各サービスについて、児童の状態にあわせた適正な支給決定に努めます。

6 障害児相談支援

事業内容

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を申請した児童について、障害児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）

A 利用実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	計画	130人	150人	170人
	実績	137人	159人	200人

※令和5年度の実績は見込量

B 見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	計画	230人	260人	290人

見込量の考え方

これまでの利用実績、現利用者数や令和5年度から開設された事業所の数等を勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

障害者自立支援協議会の地域移行・相談支援部会を活用し、事例研究等により、相談支援専門員がプランニングしやすい環境づくりを行います。

7 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

事業内容

サービス名	内 容
医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等に対する関係機関との連携や各種サービスの調整を行います。

サービスの利用実績及び見込量（年間）

A 利用実績（第6期計画）

数値は配置人員（年度末現在）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置	計画	5人	7人	10人
	実績	5人	7人	10人

※令和5年度の実績は見込量

B 見込量（第7期計画）

数値は配置人員（年度末現在）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置	計画	11人	12人	14人

見込量の考え方

令和8年度末までに、市内14か所の障害児相談支援事業所において、コーディネーターを1名は配置できるよう見込量を設定します。

見込量確保のための方策

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所等に周知・受講勧奨を行い、配置の促進を行います。



8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	計画	40人	40人	40人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援	計画	6人	7人	7人
精神障害者の地域定着支援	計画	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	計画	90人	95人	100人
精神障害者の自立生活援助	計画	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	計画	18人	20人	22人

見込量の考え方

障害者自立支援協議会の専門部会（地域移行・相談支援部会）における協議の場、精神障害者のこれまでのサービス利用者数を踏まえて見込量を設定します。

見込量確保のための方策

地域移行、相談支援部会において、市内の精神医療機関の精神保健福祉士や精神科訪問看護ステーション等も交えて精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるよう、地域包括ケアシステムの構築をしていきます。

9 相談支援体制の充実・強化等

見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無（※新規）	計画	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	計画	15件	15件	15件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	計画	6件	6件	6件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	計画	6回	6回	6回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（※新規）	計画	6回	6回	6回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（※新規）	計画	3人	4人	5人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（※新規）	計画	6回	6回	6回
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（※新規）	計画	20か所	22か所	24か所
協議会の専門部会の設置数（※新規）	計画	5か所	5か所	5か所
協議会の専門部会の実施回数（※新規）	計画	10回	10回	10回

見込量の考え方

障害者自立支援協議会の専門部会（地域移行・相談支援部会）における協議の場を見込量と設定します。

見込量確保のための方策

地域移行・相談支援部会において、市内相談支援事業所の相談支援専門員が一堂に会する場を定期的に設け、情報交換や個別事例の研究を行い、相談支援体制の充実を図ります。

10 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

見込量（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や市職員に対して実施する研修の参加人数	計画	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	計画	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数	計画	1回	1回	1回

見込量の考え方

これまでの研修会の開催回数（実績）を踏まえて見込量を設定します。

見込量確保のための方策

多様化する障害福祉の中で、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、相談支援従事者研修等の各種研修への参加、鹿児島県国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーになった内容の分析、障害者自立支援協議会での事例検討などを行い、サービスの質の向上を図ります。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

国は障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状態に応じて、自治体の判断で柔軟に実施できる事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、この地域生活支援事業を活用して、各種の事業を実施します。

1 地域生活支援事業（必須事業）

（１）相談支援事業

事業内容

サービス名	内 容
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、相談などの業務を総合的にを行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士など）を基幹相談支援センターに配置します。 また、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
障害者相談支援事業	障害者やその介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用など必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のために必要な援助を行います。 また、相談支援を実施するに当たり、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター機能強化事業 （実施の有無）	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
障害者相談支援事業 （実施の有無）	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 （実施の有無）	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

B 事業実施の見込み（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター機能強化事業 （実施の有無）	計画	実施	実施	実施
障害者相談支援事業 （実施の有無）	計画	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 （実施の有無）	計画	実施	実施	実施

見込量の考え方

これまでの実施状況を踏まえて、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

障害者に関する様々な相談窓口の中核的な機関として継続して事業が実施できる体制を確保します。

（２）成年後見制度利用支援事業

身寄りがいないなどの理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障害や精神障害のある人を対象に、本市が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第６期計画）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業 （利用者数）	計画	１人	１人	１人
	実績	２人	１人	２人

※令和５年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第７期計画）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用支援事業 （利用者数）	計画	２人	２人	２人

※利用者数は、市が家庭裁判所に対して審判の申立てを行った人数

見込量の考え方

これまでの利用実績や障害のある人のニーズを踏まえて、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

権利擁護センター、障害者基幹相談支援センター等、関係機関などと連携して取組を進めるとともに、シンポジウムの開催、パンフレット配布などにより制度周知と利用の促進に努めます。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者、障害児に、手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	計画	100人	100人	100人
	実績	130人	145人	165人
手話通訳者等設置	計画	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	計画	170人	185人	200人
手話通訳者等設置	計画	1人	1人	1人

見込量の考え方

対象となる障害者の増加や、派遣依頼内容（病院受診、こどもの行事等）の多様化による増加傾向を考慮して見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ① 手話通訳を必要とする障害者の利便性を図るため、県視聴覚障害者情報センターと連携し、県内外の広域的な派遣を行えるよう取り組みます。
- ② 意思疎通支援を担う人材の育成に向けた取組を進めます。

(4) 移動支援事業

移動が困難な障害者、障害児について、外出等のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動などの社会参加の促進を図ります。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

実人数（人）、延べ利用時間（時間）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
移動支援事業	計画	30人	290時間	30人	290時間	30人	290時間
	実績	28人	191時間	27人	193.4時間	25人	172時間

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

実人数（人）、延べ利用時間（時間）

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
移動支援事業	計画	27人	200時間	29人	205時間	31人	210時間

見込量の考え方

利用実人数は年々減少傾向にあります。第6期計画期間中はコロナ禍による利用控えの影響も顕著に見られましたが、コロナ禍前の実績、サービス提供事業所の実情を勘案して見込みます。

見込量確保のための方策

サービス提供事業所の確保、令和5年度に行った事業費の単価の見直しの検証等を行い、障害者及び障害児のニーズに応えられるように努めます。



(5) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	計画	130人	130人	130人
	実績	107人	100人	105人

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	計画	120人	120人	120人

見込量の考え方

第6期計画期間中はコロナ禍による利用控えの影響も見られましたが、コロナ禍前の実績を踏まえつつ、これまでの利用者数の状況や、新規利用希望者数を勘案し、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

サービス提供事業所職員や相談支援専門員等と連携を図り、個々の障害者に応じたサービス提供時間等、利用形態も含めたサービスの提供の確保に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障のある障害者、障害児に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練用支援用具	計画	6件	6件	6件
	実績	9件	4件	4件
自立生活支援用具	計画	15件	15件	15件
	実績	17件	12件	18件
在宅療養等支援用具	計画	20件	20件	20件
	実績	20件	8件	10件
情報・意思疎通支援用具	計画	15件	15件	15件
	実績	11件	5件	8件
排泄管理支援用具	計画	2,150件	2,150件	2,150件
	実績	2,084件	2,115件	2,648件
居宅生活動作補助用具	計画	4件	4件	4件
	実績	4件	2件	6件

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練用支援用具	計画	6件	6件	6件
自立生活支援用具	計画	20件	20件	20件
在宅療養等支援用具	計画	15件	15件	15件
情報・意思疎通支援用具	計画	10件	10件	10件
排泄管理支援用具	計画	2,760件	2,800件	2,900件
居宅生活動作補助用具	計画	6件	6件	6件

見込量の考え方

これまでの給付の実績や障害者の障害部位等を踏まえ、各用具の給付件数を見込みます。

見込量確保のための方策

令和5年度に、一部品目について対象者、基準額の見直し、給付品目の追加を行いました。今後もニーズに応じて必要な見直しを検討していきます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための各種講座を実施します。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業修了者数	計画	25人	15人	25人
	実績	27人	10人	30人

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業修了者数	計画	15人 （基礎）	25人 （入門）	15人 （基礎）

見込量の考え方

これまでの実施状況や修了者の実績を踏まえ、各講座の修了者数を見込みます。

※講座は入門課程と基礎課程を隔年ごとに開催します。

見込量確保のための方策

市の広報紙やホームページ、その他SNS等を活用し、講習会の周知に努めます。また、関係団体や手話通訳者の意見を参考に、より効果的な養成に向けた在り方を研究します。

2 地域生活支援事業（任意事業）

（１）日常生活支援

ア 訪問入浴サービス事業

家族の介助だけでは入浴することができない重度の障害者、障害児に対して、移動入浴車を自宅へ派遣し、入浴サービスを提供します。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

実施箇所（か所）、延べ利用回数（回）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
訪問入浴サービス事業	計画	2か所	600回	3か所	750回	3か所	750回
	実績	2か所	435回	2か所	356回	2か所	362回

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

実施箇所（か所）、延べ利用回数（回）

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
訪問入浴サービス事業	計画	2か所	400回	2か所	400回	2か所	400回

見込量の考え方

これまでの利用実績などを勘案し、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

現在の利用者をはじめ、潜在的なニーズの把握を行うことにより今後在宅での入浴を希望する障害者が継続してサービスを利用できるように努めます。



イ 日中一時支援事業

障害者、障害児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

利用者数（人）、月延べ利用回数（回）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
日中一時支援事業	計画	80人	-	80人	-	80人	-
	実績	72人	453回	71人	475回	90人	558回

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

利用者数（人）、月延べ利用回数（回）

サービス名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
日中一時支援事業	計画	100人	600回	120人	750回	140人	850回

見込量の考え方

障害児の日中活動の場として利用が急増していることも踏まえ、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

近年、障害児通所サービス（放課後等デイサービス）の利用が急増しており、同サービスで賄えない時間帯における日中一時支援事業の利用が増加しています。医療分野も含め、他の障害福祉サービス等と連動して障害者等の日中の生活を支える取組を行います。日中の支援を必要とする障害者等が利用できるよう、事業所の確保に努めます。

ウ 福祉ホーム事業

住居が必要な障害者に、低額な料金で居室その他の設備を利用できるよう補助を行うとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより障害者の地域生活を支援します。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	計画	2人	2人	2人
	実績	2人	2人	2人

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	計画	2人	2人	2人

見込量の考え方

これまでの利用実績などを勘案し、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

現在の利用者が継続して利用できるように努めます。

(2) 社会参加支援（社会参加促進事業）

事業内容

サービス名	内 容
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害者の体力向上や交流及び障害者スポーツの普及を図るための教室やスポーツ大会等を開催します。
点訳奉仕員養成研修事業	図書など文字情報を点字に点訳する点訳奉仕員を養成します。
音訳奉仕員養成研修事業	図書など文字情報を朗読により音声化する音訳奉仕員を養成します。
点字広報発行事業	点訳により、広報、事業の紹介、生活情報などを定期的に障害者に提供します。
音声広報発行事業	音訳により、広報、事業の紹介、生活情報などを定期的に障害者に提供します。
自動車運転免許取得助成事業	障害者が自動車運転免許を取得するための教習費の一部を助成します。
自動車改造助成事業	障害者が自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	計画	600人	660人	660人
	実績	0人	0人	120人
点訳奉仕員養成研修事業	計画	5人	-	-
	実績	0人	6人	休止
音訳奉仕員養成研修事業	計画	-	5人	5人
	実績	休止	休止	7人
点字広報発行事業	計画	192部	192部	192部
	実績	168部	182部	168部
音声広報発行事業	計画	264部	264部	264部
	実績	192部	240部	240部
自動車運転免許取得助成事業	計画	1人	1人	1人
	実績	2人	0人	2人
自動車改造助成事業	計画	1人	1人	1人
	実績	1人	2人	1人

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	計画	120人	120人	120人
点訳奉仕員養成研修事業	計画	5人	5人	5人
音訳奉仕員養成研修事業	計画	休止	休止	8
点字広報発行事業	計画	168部	168部	168部
音声広報発行事業	計画	264部	264部	264部
自動車運転免許取得助成事業	計画	1人	1人	1人
自動車改造助成事業	計画	1人	1人	1人

見込量の考え方

これまでの実施状況や利用実績などを勘案し、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

それぞれの事業について、広く周知を図るとともに、事業の利用を希望する障害者に対応できるよう財源の確保に努めます。

（３）就業・就労支援

ア 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業及び自立訓練事業を利用する身体・知的・精神障害者などに更生訓練費を支給します。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第６期計画）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
更生訓練費給付事業	計画	21人	21人	21人
	実績	17人	24人	21人

※令和５年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第７期計画）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
更生訓練費給付事業	計画	22人	23人	24人

見込量の考え方

事業の対象となる就労移行支援事業所・自立訓練事業所数及び利用者数や標準期間を勘案し、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

障害者が就労移行支援事業等を安定して利用することができるよう、事業の周知を行います。

第7章 その他の事業

1 巡回支援専門員整備事業

学校や保育所、幼稚園など児童やその親が集まる施設などを、発達障害に関する知識を有する専門員が巡回し、職員や保護者に対して児童の特性や発達段階に応じた関わり方の助言などの支援を行います。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援専門員整備事業	計画	－	－	－
	実績	65か所	66か所	66か所
	相談件数	863件	878件	900件

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備事業	計画	70か所	75か所	80か所
	相談件数	1,000件	1,100件	1,200件

見込量の考え方

旧川内地域以外も含めた市内全ての保育所等を巡回するとともに、今後拡充できるよう見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ① 保育所等からも専門員の巡回回数の増加の要望も強いことから、専任の専門員を確保し、質量とも十分な巡回ができるようにします。
- ② 学齢期のインクルーシブに資するため、学校での教員研修等の対応も検討します。
（令和4・5年度は試行的に実施）

2 重症児（者）の家族のレスパイト支援

事業内容

サービス名	内 容
重度心身障害児への訪問看護支援事業	在宅の重度心身障害児の看護を行う家族の負担軽減を図るため、訪問看護利用に対して助成します。
医療型短期入所支援事業	重度心身障害児（者）の医療型短期入所に係るサービス報酬について上乗せを行い、市内における医療型短期入所の充実を図ります。

事業実績及び事業実施の見込み（年間）

A 事業実績（第6期計画）

上事業（回）、下事業（延人数）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度心身障害児への訪問看護支援事業	計画	5回	7回	9回
	実績	7回	6回	64回
医療型短期入所支援事業	計画	19人	19人	19人
	実績	15人	14人	25人

※令和5年度の実績は見込み

B 事業実施の見込み（第7期計画）

上事業（回）、下事業（延人数）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等総合支援事業	計画	36回	36回	36回
医療型短期入所支援事業	計画	30人	30人	30人

見込量の考え方

重度心身障害児への訪問看護支援事業は、令和4年度をもって県事業が廃止されたことに伴い令和5年度から医療的ケア児等総合支援事業として支援を実施しています。支援先を従来の在宅のほか、外出先も対象に加えたことから利用回数の増加を見込みます。なお、令和6年度以降は、令和5年度中に市教育委員会において学校における医療的ケア児等に対する訪問看護ステーションへの委託事業を整備したため、令和5年度の実績には及びませんが一定の増加を見込みます。

医療型短期入所支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染法上に位置付けの変更に合わせ、令和5年度以降の延人数の増加を見込みます。

見込量確保のための方策

両事業について、医療的ケア児等コーディネーター、医療機関、訪問看護ステーションと連携を図り、事業の周知・利用の促進を図ります。また、医療型短期入所の利用にかかる自宅から事業所までの移動について課題があり、解決に向けた関係者間での協議を行います。

第8章 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

1 障害者等に対する虐待の防止

市においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、障害者虐待防止センターを中心として、県、児童相談所、警察等関係機関をはじめ、民生委員、児童委員、人権擁護委員そして障害者等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。また、学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要があります。なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係機関と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要です。また、次に掲げる点に配慮し、障害者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 障害福祉サービス提供事業所等の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障害者に対する虐待の防止

2 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、県による障害者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進します。

- 1 文化芸術活動に関する相談支援
- 2 文化芸術活動を支援する人材の育成
- 3 関係者のネットワークづくり
- 4 文化芸術活動に参加する機会の創出
- 5 障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- 6 その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等

3 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、市において、障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、精神、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要です。

- 1 障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- 2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- 3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- 4 遠隔地や緊急時等に対応するためのＩＣＴ機器等の利活用

4 障害を理由とする差別の解消の推進

市は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの市民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、市はその支援を行うことが必要です。また、日常的な地域とのつながりが災害発生時における障害者等の安全確保につながるとともに、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。さらに、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、障害者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

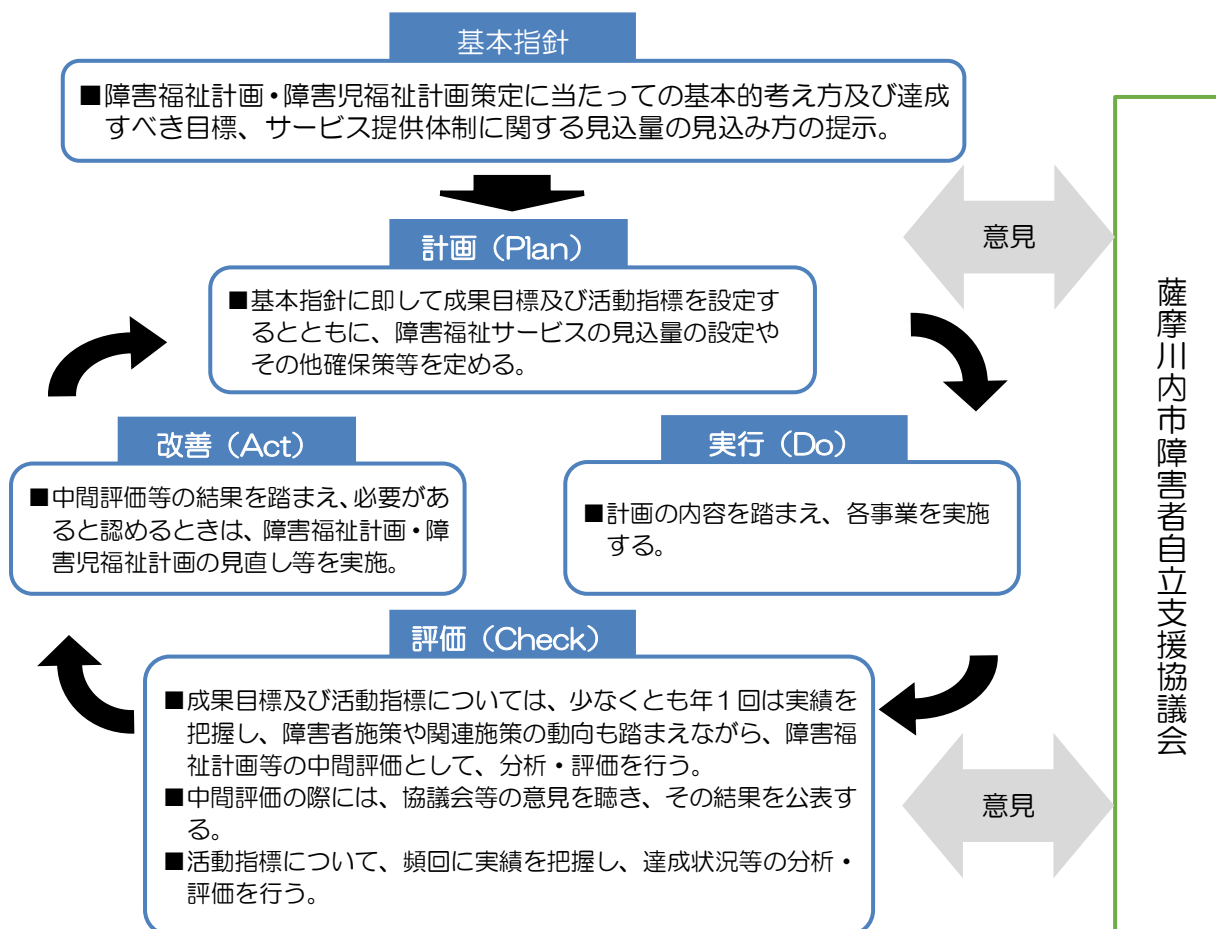
第9章 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

- 目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行います。
- 中間評価の際には、薩摩川内市障害者自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

【障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

第 7 期薩摩川内市障害福祉計画
第 3 期薩摩川内市障害児福祉計画
令和 6 年度～令和 8 年度

■発行年月日 令和 6 年 3 月
■発行 行 鹿児島県 薩摩川内市
■編集 集 薩摩川内市 障害福祉課
〒895-8650
鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 22 号
TEL：0996-23-5111
